

平26福情答申第7号

平成26年9月29日

福岡市教育委員会 様
(総務部職員課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年3月12日付け教職第984号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成21年度、〇〇中学校に臨時に新規採用された(H21年4月～H23年3月任用)学校事務補助に対して市教委(又は〇〇中学校)が「職務上の守秘義務及び個人情報取扱・管理」について、注意事項を通達した文書」の非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成21年度、〇〇中学校に臨時に新規採用された（H21年4月～H23年3月任用）学校事務補助に対して市教委（又は〇〇中学校）が「職務上の守秘義務及び個人情報情報の取扱・管理」について、注意事項を通達した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年1月20日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年1月8日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年1月20日、実施機関は本件対象文書については保有していないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年2月12日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書にて、おおむね次のように主張している。

「学校における個人情報取扱いマニュアル」によると、学校事務補助員は公務員（臨時的任用職員）であり、守秘義務があるため、任用時は、必ず、守秘義務があることを、学校長が書面で指導するようにしている。そのため、注意事項を通知した文書が存在しないというのは不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年4月4日付け弁明意見書及び同年6月18日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象公文書について

学校事務補助とは、各学校で公募及び選考を行う地方公務員法第22条第2項で定める臨時的任用職員である。

本件公文書公開請求は、学校事務補助員の新規採用時に「職務上の守秘義務及び個人情報の取扱・管理」について注意事項を通知した文書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由について

「学校における個人情報取扱いマニュアル」では、臨時的任用職員の守秘義務に関して、書面で通知するように規定しているが、当該学校においては、口頭で指導を行っていたため、文書は作成しておらず、非公開としたものである。

なお、臨時的任用職員に辞令を交付する際には、当該臨時的任用職員に対して書面で勤務条件を交付し、その内容を口頭で説明することとなっており、そこには、勤務上の注意として、臨時的任用職員にも全体の奉仕者として常に公務員としての自覚ある行動が求められ、上司の命令に従う義務や職務専念義務があること等の注意点が申し添えられているが、守秘義務及び個人情報の取扱いについて、個別に言及しているものではなかった。一方、「学校における個人情報取扱いマニュアル」については、法令等で既に定められていることの徹底を図るための手段を取りまとめたもので、マニュアルに示すとおり書面による指導がより望ましい手段ではあるが、それらの徹底が図られるのであれば、

口頭による指導も含め、その他の手段を用いることを否定するまでのものではない。

(4) 補足

平成26年度から要綱等を改正し、臨時的任用職員に辞令を交付する際に交付する勤務条件のなかに個人情報等の職務上知り得た秘密については守秘義務があること明記し、改善を行っている。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 実施機関が策定している「学校における個人情報取扱いマニュアル」によると、「学校事務補助職員、保健事務補助職員、就学时健康診断事務補助職員は公務員（臨時的任用職員）であり、検診補助者は医療従事者であるため守秘義務があります。臨時的任用職員を任用するときは、必ず、守秘義務があることを、学校長が書面で指導しましょう。」とあり、守秘義務について、学校長が書面での指導を行うこととしている。

(2) そうすると、本件対象文書としては、当該マニュアルに基づき、学校長が守秘義務について指導した書面が該当するといえる。

(3) また、福岡市立学校における臨時的任用職員の任用手続き等については、「福岡市立学校における臨時的任用の手続き等に関する要綱」により定められ、同要綱によると、学校長は任用決裁終了後、臨時的任用職員に「臨時的任用辞令」を交付し、併せて「福岡市立学校に勤務する臨時的任用職員の勤務条件等」を交付し、その内容を口頭で説明することとしているため、この勤務条件についても、そのなかで職務上の守秘義務及び個人情報の取扱い・管理について言及していれば、対象文書に該当する可能性があるものといえる。

2 対象文書の存否について

(1) 当審査会で調査したところ、当該学校においては、守秘義務及び個人情報の取扱い・管理については口頭で指導を行ったため文書を作成していないとのこと

であり、また、口頭で指導を行ったことを確認できる書面についても確認することができなかった。

- (2) また、臨時的任用職員の任用に当たり、「福岡市立学校に勤務する臨時的任用職員の勤務条件等」が書面として交付されているものと考えられるが、当該書面は、勤務上の注意として、全体の奉仕者として公務に従事するよう、公務員としての自覚を促す内容にとどまり、特に職務上の守秘義務及び個人情報の取扱・管理について言及をしているものではなかったことが確認できたので、本件対象文書とはいえない。
- (3) そうすると、審査請求人が公文書公開請求を行った案件に関しては、対象文書は存在しないものといわざるを得ない。

3 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、条例第23条第3項に基づき、情報公開制度の適切かつ円滑な運営の前提として、条例第41条に規定する公文書の適正な管理という観点から以下のとおり付言する。

「学校における個人情報取扱いマニュアル」について検討すると、個人情報の適切な取り扱いや守秘義務などの法令上の義務等を確実に周知するための手段を記した内容となっており、いわゆる業務上の手引書としての性格を有し、福岡市立学校における個人情報保護に関する取扱いをまとめた実務上の指針となるものであって、法的拘束力があるものとまではいえない。しかしながら、当該マニュアルに必ず書面で通知すると規定している以上、特段の事情がない限り、適切に文書を作成し、指導を行うことが適切であったと言わざるを得ない。

なお、実施機関においては、平成26年度に「福岡市立学校における臨時的任用の手続き等に関する要綱」の改正を行い、任用時の勤務条件を示す書面に「市民の個人情報など職務上知り得た秘密は、任用期間中はもちろん、退職後においても、また家族といえども絶対に漏らさないようにしてください。」と明記するよう改善がなされているため、今後は個人情報の適切な取り扱いや守秘義務の重要性に鑑み、その手続きが徹底されることを要望する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年3月12日	実施機関からの諮問
平成26年4月4日（第2部会）	実施機関が弁明意見書を提出
平成25年6月18日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成25年7月22日（第2部会）	審議
平成25年9月17日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，勢一智子，錦谷まりこ